

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例に規定する市長が別に定める事項に関する施行要綱

第1条

この要綱は、尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条

条例の市長が別に定める事項は、次表のとおりとする。

条例の規定	市長が別に定めるもの
第3条第1項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の次の規定とする。 (1) 第39条第2項（第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。） (2) 第53条の3第2項（第58条において準用する場合を含む。） (3) 第73条の2第2項 (4) 第82条の2第2項 (5) 第90条の2第2項 (6) 第104条の4第2項（第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。） (7) 第118条の2第2項 (8) 第139条の3第2項（第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。） (9) 第154条の2第2項（第155条の12において準用する場合を含む。） (10) 第191条の3第2項 (11) 第192条の11第2項 (12) 第204条の2第2項（第206条において準用する場合を含む。） (13) 第215条第2項
第3条第5項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の次の規定とする。 (1) 第22条第2項（第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。） (2) 第49条第2項（第58条において準用する場合を含む。）

	(3) 第67条第2項 (4) 第79条第2項 (5) 第88条第2項 (6) 第97条第2項(第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。) (7) 第113条第2項 (8) 第128条第7項(第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。) (9) 第140条の7第8項 (10) 第146条第7項 (11) 第155条の6第9項 (12) 第183条第7項(第192条の12において準用する場合を含む。) (13) 第198条第3項(第206条及び第216条において準用する場合を含む。)
第3条第6項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)の次の規定とする。 (1) 第30条第3項(第39条の3、第43条、第74条、第83条及び第91条において準用する場合を含む。) (2) 第53条の2第3項(第58条において準用する場合を含む。) (3) 第101条第3項(第105条の3、第109条、第119条、第140条、第140条の15、第140条の32及び第155条において準用する場合を含む。) (4) 第140条の11の2第4項 (5) 第155条の10の2第4項 (6) 第190条第4項(第192条の12において準用する場合を含む。) (7) 第201条(第206条及び第216条において準用する場合を含む。)
第3条第9項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)の次の規定とする。 (1) 第92条に規定する指定通所介護の事業 (2) 第105条の2に規定する共生型通所介護の事業 (3) 第106条第1項に規定する基準該当通所介護の事業 (4) 第110条に規定する指定通所リハビリテーションの事業 (5) 第120条に規定する指定短期入所生活介護の事業

	(6) 第 1 4 0 条の 3 に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業 (7) 第 1 4 0 条の 1 4 に規定する共生型短期入所生活介護の事業 (8) 第 1 4 0 条の 2 6 に規定する基準該当短期入所生活介護の事業 (9) 第 1 4 1 条に規定する指定短期入所療養介護の事業 (10) 第 1 5 5 条の 3 に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業 (11) 第 1 7 4 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業
第 4 条第 1 項	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号）の第 2 9 条第 2 項（第 3 0 条において準用する場合を含む。）の規定とする。
第 4 条第 2 項	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号）の第 1 3 条第 8 号（同条第 1 5 号及び第 3 0 条において準用する場合を含む。）の規定とする。
第 5 条第 1 項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号）の次の規定とする。 (1) 第 5 4 条第 2 項（第 6 1 条において準用する場合を含む。） (2) 第 7 3 条第 2 項 (3) 第 8 3 条第 2 項 (4) 第 9 2 条第 2 項 (5) 第 1 2 2 条第 2 項 (6) 第 1 4 1 条第 2 項（第 1 5 9 条、第 1 6 6 条及び第 1 8 5 条において準用する場合を含む。） (7) 第 1 9 4 条第 2 項（第 2 1 0 条において準用する場合を含む。） (8) 第 2 4 4 条第 2 項 (9) 第 2 6 1 条第 2 項 (10) 第 2 7 5 条第 2 項（第 2 8 0 条において準用する場合を含む。） (11) 第 2 8 8 条第 2 項
第 5 条第 2 項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号）の次の規定とする。 (1) 第 1 1 6 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業 (2) 第 1 2 8 条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業

	(3) 第 1 5 2 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業 (4) 第 1 6 5 条に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の事業 (5) 第 1 7 9 条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業 (6) 第 1 8 6 条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業 (7) 第 2 0 4 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業 (8) 第 2 3 0 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
第 6 条第 1 項	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号）の第 2 8 条第 2 号（第 3 2 条において準用する場合を含む。）の規定とする。
第 1 0 条第 1 項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）の次の規定とする。 (1) 第 3 条の 4 0 第 2 項 (2) 第 1 7 条第 2 項 (3) 第 3 6 条第 2 項（第 3 7 条の 3 において準用する場合を含む。） (4) 第 4 0 条の 1 5 第 2 項 (5) 第 6 0 条第 2 項 (6) 第 8 7 条第 2 項 (7) 第 1 0 7 条第 2 項 (8) 第 1 2 8 条第 2 項 (9) 第 1 5 6 条第 2 項（第 1 6 9 条において準用する場合を含む。） (10) 第 1 8 1 条第 2 項
第 1 0 条第 2 項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）の次の規定とする。 (1) 第 1 9 条に規定する指定地域密着型通所介護の事業 (2) 第 3 7 条の 2 に規定する共生型地域密着型通所介護の事業 (3) 第 3 9 条の第 1 項に規定する指定療養通所介護の事業 (4) 第 4 1 条に規定する指定認知症対応型通所介護の事業 (5) 第 6 2 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の事業 (6) 第 8 9 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護の事業 (7) 第 1 0 9 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業

	(8) 第 1 3 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業 (9) 第 1 5 9 条第 1 項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の事業 (10) 第 1 7 0 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業
第 1 3 条第 1 項 (第 1 3 条第 1 項中「1 人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4 人以下)」として市長が別に定めるもの)	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号)の第 3 条第 1 項第 1 号の規定とする。
第 1 3 条第 1 項 (第 1 3 条第 1 項中「5 年間」として市長が別に定めるもの)	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号)の第 3 7 条第 2 項(第 4 9 条において準用する場合を含む。)の規定とする。
第 1 4 条第 1 項	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 4 0 号)の第 3 8 条第 2 項(第 5 0 条において準用する場合も含む。)の規定とする。
第 1 5 条第 1 項	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 3 0 年厚生労働省令第 5 号)の第 4 2 条第 2 項(第 5 4 条において準用する場合も含む。)の規定とする。
第 1 8 条第 1 項	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号)の次の規定とする。 (1) 第 4 0 条第 2 項 (2) 第 6 3 条第 2 項 (3) 第 8 4 条第 2 項

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。